

2025 年（令和 7）年 5 月 28 日

適格消費者団体
特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会 御中

株式会社和漢
取締役 松尾 幹生

ご回答書

貴法人より拝受しました 2025 年 5 月 7 日付け「再申入書」について、ご指摘の内容を真摯に受け止め、下記の通り回答申し上げます。

敬具

記

第 2

1 景品表示法第 5 条第 1 号に定められております、いわゆる優良誤認表示の禁止規定に関するご指摘につきまして

下記のご指摘への回答により、景品表示法第 5 条第 1 号の優良誤認表示に該当しないものと思料いたします。

2 「健全な中高齢者の健常域でやや高めの方」といった対象者の定義に関する記載の明確性、ならびに ALT 値等に関する打消し表示の視認性および消費者誤認の可能性があるとのことご指摘について

・「健全な中高齢者の健常域でやや高めの方」の定義に関する表示

消費者庁の「機能性表示食品ガイドライン」では、対象者を「健康な者」に限定することが明確に規定されています（例：疾病の治療目的ではないことの明記）。「健常域」という表現は、医学的・行政的な基準に基づく「健康な状態」を暗黙的に示しており、消費者が「疾病者向けではない」と理解する前提があります。また景品表示法は「一般消費者、すなわち健全な常識を有する消費者の認識」を基準としますが、本製品の購入を検討する中高年層は「自身の健診結果を数値で管理する習慣があり「やや高め」が「疾病予備群」を指すことを理解しているものと思われます。したがって、一般消費者は、「健常域でやや高め」との表示は、「基準値内だが改善すべき状態」という意味で受け止められるものと理解しております。

なお、貴法人は、弊社が「健常な中高齢者の健常域でやや高めの方」の意味内容につき、「厚生労働省の特定保健指導対象者の年齢で、壮年（30～44歳）と「中高年」（45～64歳）に該当し、肝機能検査値で ALT \leq 30 か AST \leq 30 か γ -GTP \leq 50 に該当します。こちらは採用条件で記載がされており、公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会で設定されている判定区分になります。」との弊社の回答を踏まえつつ、「健常な中高齢者の健常域でやや高めの方」との表示からは、一般消費者は、弊社回答のような内容を認識できるとは限らない旨をご主張されていらっしゃると思います。

しかしながら、「健常な中高齢者の健常域でやや高め」との記載では一般消費者が「厚生労働省の特定保健指導対象者の年齢で、壮年（30～44歳）と「中高年」（45～64歳）に該当し、肝機能検査値で ALT \leq 30 か AST \leq 30 か γ -GTP \leq 50 に該当します。こちらは採用条件で記載がされており、公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会で設定されている判定区分になります。」という認識を持ってないため、優良誤認となるとのご主張であれば、そのようなご見解は行政当局による法執行の実態とも整合しないものであり、誠に恐縮ながら、貴法人独自のご見解ではないかと思われまます。

- ・ 打消し表示の見やすさに関するご指摘

ご指摘の「打消し表示が薄れた場所にある」「ALT 値の表示を十分に認識できない」とのご意見については、現行の表示は消費者庁の「打消し表示に関するガイドライン」に準拠し、「注釈のフォントサイズや配置」「強調表示との近接性」「背景色や視認性」など、消費者が十分に認識できるよう適切に設計しております。

3 ALT 値の上昇が活性酸素の増加によるものであるとの印象、ならびに本件製品の摂取により ALT 値が改善されると一般消費者が認識するおそれに関するご指摘について

- ・ ALT 値上昇の要因と広告表現について

当社広告において「活性酸素が増加することで肝細胞が破壊され、ALT が血中に流れ出します」と記載しておりますが、これは肝機能数値（ALT 値）上昇の一因として活性酸素の関与が科学的に認められている事実に基づくものです。

実際、肝細胞障害のメカニズムとして、活性酸素種（ROS）が細胞膜やミトコンドリアを損傷し、ALT 等の逸脱酵素が血中に放出される経路は、医学文献でも広く認められております（例：日本肝臓学会ガイドライン等）。

また、当社は「ALT 値が上がる要因は複数あり、脂肪肝の予備軍の段階で ALT 値が上昇することが考えられる」と個別のご質問にも明確に回答しており、広告上も「活性酸素のみが原因」と断定する表現は一切使用しておりません。

4 「スルフォラファンの抗酸化力により肝細胞を守る」との表現が、一般消費者に本製品の摂取によって、「肝機能(ALT 値)が高まる」ではなく「肝細胞が守られる」と誤認されるおそれがあるとして、景品表示法第 5 条第 1 号の優良誤認に該当する可能性があるとの指摘について

「肝細胞を守る」は「抗酸化による細胞保護」の事実を反映した表現であり、医学的・学術的用語を一般消費者向けに平易化したものです。ALT 値は肝細胞障害のマーカーであり、肝細胞が破壊されると血中に ALT が流出します。スルフォラファンが肝細胞の抗酸化力を高めて細胞破壊を抑制すれば、ALT 値の低下が生じることは、生理学的に整合性があり、このメカニズムは、機能性表示食品の届出資料（別紙様式（VII）-1）で作用機序として届出されております。一般消費者の認識についての合理性「肝細胞を守る」と「肝機能が高まる」は明確に区別できます。「肝細胞を守る」は酸化ストレスからの防御を指し、「肝機能が高まる」は代謝・解毒機能の向上を意味します。消費者庁のガイドラインでも、「保護」「サポート」は機能性表示で許容される表現です。広告内で「※肝機能数値が低下」と注釈を付しているため、「ALT 値の改善」に限定された効果であることが明示されています。

・景品表示法第 5 条第 1 号の非該当性

優良誤認表示の要件「実際のもよりも著しく優良であると示す」必要がありますが、当社広告は実験データに基づく事実を範囲内で表現しています。「肝細胞を守る」は抗酸化作用の結果であり、機能性表示食品の制度上「健康の維持増進」に該当する適切な表現です。消費者が「肝機能が高まる」と誤認する可能性は低く、「抗酸化による ALT 値改善」という限定された効果が明確です。他事例上、消費者庁は、「血圧が高めの方に」という表現を、血圧降下作用の根拠があれば許容しています。同様に、当社広告も「肝細胞保護→ALT 値低下」の因果関係を科学的に説明可能なため、不当表示に該当するものではないと理解しております。

5 約 36%の中高齢男性がやや高めの ALT 値であるというデータをもとに「5 人に 2 人が悩まれている」と表現することが、実際に「悩んでいる」ことの根拠とはならないとの指摘について

・約 36%の中高齢男性が「悩まれている」という表現に関して

ご指摘の通り必ずしも ALT 値がやや高め＝悩んでいるという事にはならない可能性があります。こちらの表現に関しては令和元年『国民健康・栄養調査報告』に基づき、「約 36%の中高齢男性がやや高めの肝機能数値 (ALT 値)」もしくは「約 36%の中高齢男性が健康診断の数値を意識し始める」といった表現に変更をいたします。やや高めの肝機能数値 (ALT 値) は正常範囲であったとしても、少しの上昇で正常範囲を超えてくる値であるた

め、健康診断の数値を意識し始めるといっても差し支えないものと考えております。

6 「成功」という表現が、弊社の意図する「健康習慣の定着」ではなく、一般消費者には医療機関等で A 判定が成されたことを意味すると受け取られるおそれがあり、景品表示法第 5 条第 1 号の優良誤認に該当する可能性があるとの指摘について

ご指摘の「成功」という表現につきまして、弊社としては、製品をご利用いただいたお客様が健康的な生活習慣を意識するようになり、その結果、日々の生活に良い変化が見られたという声をいただいていることから、「継続的な健康習慣の定着」を指して用いておりました。意図した成功の表現がこちらの思惑と異なる内容で認識される可能性を考慮し、「赤い丸の場所を変える」、もしくは他の表現への変更を行います。

7 「これであなたも肝麗」との表現が、一般消費者に本製品の摂取により肝臓が美麗になる効果があると誤認させるおそれがあり、景品表示法第 5 条第 1 号の優良誤認に該当する可能性があるとの指摘について

「肝麗」という言葉については、肝機能数値に関する機能性と「麗らか」の意味を持つ「気分が晴れ晴れとして明るいさま。」を合わせた言葉となります。購入頂いた皆様のやや高めの肝機能数値（ALT 値）が健康的になられること、また麗らかな気分となってほしいという弊社からの願いを掛け合わせたキャッチコピーとなります。こちらは「肝臓が美麗」という意図での表現ではなく、あくまで弊社からの想いを表現しております。しかし、キャッチコピーが弊社の意図とは異なる内容で認識される可能性を考慮し、表現を変更します。

弊社は今後もより一層コンプライアンス意識をもち、プロモーション活動の適正化をはかって参ります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上